

監督者の刑事責任に関する一考察(三)

森
直
樹

目次

- 一 はじめに
 - 二 監督過失の意義
 - 三 監督過失の過失犯論(以上八号)
 - 四 判例分析
 - 一 序論
 - 二 工事災害と監督者責任
 - 三 医療過誤と医師の監督責任(以上九号)
 - 四 食品・薬品事故と監督者責任
- (一) 森永ドライミルク中毒事件

(二) カネミ油脂事件（以上本号）

五 ホテル火災と管理過失

五 比較法的検討

六 結語

四 食品・薬品事故と監督者責任

監督者の刑事責任の合理的処罰の基準として信頼の原則が問題となる次の事例として、食品の中に有毒・有害物質が混入し、それを摂取した者に死傷事故が起こる、食品・薬品事故について検討してみたいと思う。特に、森永ドライミルク中毒事件およびカネミ油脂事件は、歴史的にも、裁判例の中で監督過失の場合につき信頼の原則の是非が争われたものとして注目に値する。

(一) 森永ドライミルク中毒事件

(一) 事実の概要と裁判経過 昭和三十年岡山県を中心に西日本一帯で人工栄養乳児に下痢、嘔吐等の症状を伴う奇病が集団的に発生し、多数の死傷者がでるといふ事件が発生した。この奇病の原因は、森永乳業徳島工場で製造された乳児用調整粉乳に多量の砒素が含まれていたことによる砒素中毒であることがわかった。

そこで、右粉乳に砒素が含まれるに至った原因についての各種の検査、検討がなされた結果、次のことが判明した。

すなわち、徳島工場では昭和二八年四月以降、粉乳の安定剤として第二磷酸ソーダ（無規格品）を協和産業から購入し使用していたところ、昭和三十年四月から七月にかけて納入された薬剤は、その容器には第二磷酸ソーダと表示されていたが、実際の内容は多量の砒素を含有し、かつ第二磷酸ソーダとは到底いえない特殊化合物（松野製剤）であった。これは松野製薬がアルミナ製造の際にできた産業廃棄物を他の業者から買入れ、これを脱色、再結晶させたところ、結晶の外見が第二磷酸ソーダに類似していたため第二磷酸ソーダと称して販売していたもので、徳島工場ではこの松野製剤を添加して粉乳を製造したため、その分の右粉乳は乳児の身体に有害な程度に多量の砒素を含有するに至ったものであった。

事件後、当時の工場長と、同工場の製造技術面の最高責任者であり、かつみずから第二磷酸ソーダの使用を研究開発した製造課長とが業務上過失致死傷罪で起訴された。これに対して、差戻前の第一審徳島地裁^①は被告人両名に対して無罪を言い渡したが、差戻前の第二審高松高裁はこの第一審を破棄し、最高裁もこれを支持した。そこで事件は徳島地裁に差戻され、事件発生以来、十八年目にして、今度は製造課長を有罪（禁錮三年）、工場長を無罪とする判決が出されたのであった。^④

（二）問題の所在 本件において検討されなければならない問題は、二つあるように思われる。^⑤一つは、食品事故の場合にも交通事故の場合と同様に信頼の原則の適用があるかという問題であり、もう一つは、現場従業員たる製造課副主任の不注意な行動に対する工場長および製造課長の監督責任を追求する際に、信頼の原則がどのようにかかわってくるかという問題である。

さて、これらの問題を検討する前に指摘しておかなければならない点が二つある。まず第一に、そもそも第二磷酸ソーダでないものを第二磷酸ソーダ称して協和に納入した松野製薬や、有毒物質を含有している松野製薬を検査もせ

ずに森永に納入した協和の責任も、無視できないものであったにもかかわらず検察当局は起訴しなかったという点である。このことから、責任の有無を判断する際に前提となる事実関係が明らかではないのでここでの検討の対象からは、はずれることになる。したがって、刑事責任の追求は、森永内部の者に限られてくるということになる。本件で起訴された工場長と製造課長とは、いずれも監督責任を問われたのであった。

第二に、正規の規格品の指定をなせずに協和に対し第二燐酸ソーダを注文し、その納入後も化学検査を指示する職務権限がある被監督者である現場従業員（製造課副主任）も、起訴されていないという点である。そのために、判決では、起訴された工場長および製造課長の責任の内容の中に、この副主任の責任が含まれて説明されるという奇異なものとなっている。実は、この副主任の責任の有無に関していえば、森永の協和に対する信頼の原則にかかわる問題点が含まれている。ただ、この問題は、本稿でとりあげる工場長や製造課長の責任に関する副主任の適切な行動に対する信頼の原則のとは、次元を異にすることを指摘しておきたい。そのために、この問題もここでの検討の対象からははずれることになる。

(三) 食品事故と信頼の原則 この点について差戻前の第二審判決は、「高速度交通機関の運転者と食品製造業者とでは、その置かれている立場は全く異なっているし、他の交通機関や通行人が交通規則に従って行動するだろうというのと薬品製造業種や販売業者が業界ルートに従って行動するだろうということは必ずしも同一性格のものではなく、ことに、高速度交通機関の運転者の場合は、運転中に不法に自分の車の前に飛び出す自動車や通行人のあることを慮って、いつでも止まれる用意と注意をもって、常に運転しなければならぬということになると、高速度交通機関の迅速性は著しく阻害される結果を招くことがあることを考慮しなければならないのに反し、食品製造業者が、食品添加物として薬品を購入したり、これを食品に添加使用するにあたっては、前記のような事情の豪も存しないこと

に鑑みると、本件の場合に、信賴の原則が適用される余地は全くないといわなければならない」と判示している。

この差戻前の第二審判決の趣旨が、食品製造業者には、常に信賴の原則の適用が考えられないというようなものであれば、正当ではないといわなければならない。なぜならば、たとえば、森永側が食品添加物としてそれ自体安全な局方品を使用したところ、協和側の過失により表示と異なる有害な薬品が納入されたため、結果として森永が有害物質の含有した食品を製造販売して消費者を死傷に致した場合にも、常に森永に検査義務を負わせることは酷であるといわなければならないからである。したがって、食品事故においても交通事故同様に信賴の原則が適用されると解さなければならない。ただ、食品事故の場合は交通事故の場合と比べて信賴の原則の適用がしにくいという相違があるにすぎないのである。

この点で、差戻後の第一審判決が、「本件のような場合においても企業内の同僚相互間の信賴關係に基づく信賴の原則が適用される場合のあることは否定し得ないが、結果回避の責任を具体的にその行為により危険にさらされ被害をこうむる消費者に一部転嫁することは許されない」と判示した。

思うに、本件における一連の判決が認めているように、森永は、食品添加物として薬品を使用する場合には、局方品でなければならない。まして本件のような第二磷酸ソーダの場合、本来の食品添加物ではなく、清罐剤などの工業用を使用するために製造された物であって、局方品と比べて異物などの混入する可能性が高いといわなければならない。したがって、森永側としては、本来協和への発注時期に局方品等の純度の高い薬品を指定すべきであったし、もしその指定をせずに発注したとすれば、森永側で納入時に製品の化学検査を実施すべきであったと考えるべきである。したがって、従来長期間に渡って局方品が納入されていたとしても、その事実および協和に対する信用だけで、森永側の協和に対する信賴は相当であったとは到底いえないであろう。

以上の点から、差戻後の第一審判決が本件の具体的事情から信頼の原則の適用を否定したのは適切であり、このことから、森永側に対して、規格品を注文すべき業務上の注意義務、これに違反して工業用第二磷酸ソーダを使用するときには、その使用前に第二磷酸ソーダかどうかを検査する業務上の注意義務を認めた結論は首肯できるものであるといえよう。

(四) 製造課長の監督責任と信頼の原則 差戻後の第一審判決は、まず、第二磷酸ソーダの発注関係について、その用法、効果、規格等について十分な知識を有していた製造課副主任が「第一次的責任者として事務課職員に対し薬剤の規格品発注を依頼し、類似有毒物の紛れ込むことを防止すべき注意義務を負う」と認定したが、他方において、製造課長も、粉乳の製造については長年の経験があり、安定剤として第二磷酸ソーダを用いる方法を開発して当の責任者であったことから、第二磷酸ソーダの使用については最高責任者であり、その薬剤の品質保持については直属の副主任を直接指揮監督すべき立場にあると認定している。そこで、製造課長につき、粗悪有毒品の混入の予見可能性を肯定したうえで、副主任が第二磷酸ソーダの発注手続をする際、物品購入依頼書に品名、数量などを記入しただけで、発注のときに注文品の規格についてはなんらの指定もしていない場合には、製造課長としては第二磷酸ソーダの類似品紛れ込むことを防止するため副主任をして規格品を発注させるよう監督すべき注意義務があるとし、それを怠った点に、過失を認めたのである。また、化学検査関係についても、本件工場には試験設備が整っていて検査が可能であるとして、工業用第二磷酸ソーダを使用するときには、まず、製造課副主任が、その使用前に化学的検査義務を負うと判断し、他方において、製造課長にも、規格品でない薬品を発注した場合には、使用前に製造副主任をして試験係委員たる職員に化学検査を依頼させるべく注意義務があり、それを怠った点に、過失を認めたのである。

ここでは、被告側から信頼の原則の適用の主張がなかったため、この問題についてなんら判示されていない。し

かしながら、この場合においては、信頼の原則の適用の余地が考えられる事例ではなかったかという指摘もあるが、この点については次の工場長の監督責任において検討してみたいと思う。

(五) 工場長の監督責任と信頼の原則 工場長の監督責任については、一連の判決においても見解が異なっている。すなわち、差戻前の第一審判決では無罪であったのが、差戻前第二審判決および最高裁判決では有罪になり、差戻後の第一審判決では再び無罪に転じたのである。

そこで、差戻後の第一審判決が工場長の過失を否定した理由は次のようであった。すなわち、①工場長が部下をして第二磷酸ソーダの規格品発注させるよう監督する義務については、規格品である第二磷酸ソーダの発注依頼をなすべき直接の行為責任は製造課副主任にあり、その発注依頼が規格品でない場合には職責上これを是正する義務を製造課長に求めたうえで、工場長は、「日用小物資材で新規購入の薬剤にも当たらない本件第二磷酸ソーダの発注使用につき、副主任や製造課長に対して直接具体的に指揮監督する職責がなく、仮に製造課長以下同課員において第二磷酸ソーダの発注使用について瑕疵があっても、これを職責上事前の検閲あるいは承認更には事後における点検等によつて是正する機会を有しない」とし、そのことから本件第二磷酸ソーダの発注使用については製造課長を全面的に信頼し、彼に一任していたと判断した。さらに、②工場長が部下をして納品された第二磷酸ソーダの化学的検査を行わせるよう監督する義務については、「化学的検査の要否及びその方法いかん」ということは、まさしく専門技術上の問題であるから事務系出身工場長の職責外というべきである」と判断した。以上の点を踏まえたうえで、工場長に対しては、職制上、部下をして規格品発注または化学的検査を実施させるよう指揮監督すべき義務を課し得ないとしたのであった。

このような帰結は、まさに工場長について信頼の原則を適用したものといえよう。しかしながら、監督者責任の場

合においては、信賴の原則の適用は十分に慎重でなければならないと思う。なぜならば、信賴の原則は、「分業の原則」によって「危険分配」が行われている分野に適用されるが、その「分業」とは、監督者と被監督者との縦の関係にある者相互にも存在するわけであるが、第一次的には、並列的な地位にある者の横の関係（たとえば、流れ作業等）で観念されるべきものであるからである⁷⁾。また、そもそも交通事故犯の場合に信賴の原則が比較的素直に受け入れられてきたのも、交通環境の整備等によって相互に「危険回避するための同質・同等の法的義務」が存在しているからで、監督者と被監督者との関係とは性質を異にしているといわなければならない。つまり、監督者は直接行為者と同レベルでの細かな注意能力や義務を要求されない反面、その分だけ、より広い視野に立って、直接行為者の行動を監督する義務を負い、したがって、安易に被監督者を信賴してそのなすにまかせることは許されないのである。そこで、監督過失の場に信賴の原則が機能するのは、事故発生と接した時点における結果回避義務についてであり、一般的な安全体制確立義務を内容とする結果回避義務についてはその適用はないと解せられる。また、業務の性格として、危険度が高ければ高いほど注意義務の範囲が広くなり、それに応じて信賴の原則の適用が狭くなると考えるべきであろう。そして、「監督者自身が監督業務以外に別の主要な任務を持っており、その任務遂行との権衡上、当然事故時点において、監督業務をそこまで尽くすことが期待しうる状態であったか⁸⁾」という監督者の主体的事情を監督者の結果回避義務違反の有無の判断の基準の一つとして、被監督者に対する信賴の相当性の存在を理由にするのではなくて、期待可能性の不存在を理由にして結果回避義務を否定するのが相当ではないかと考える。

このことから、工場長に「直接の監督権限がないこと及び専門知識がないこと」を同人の無罪根拠としているが、このことは、「被監督者たる製造課長を信賴しても良い」ことの実質的な根拠にはなりえない。むしろ監督権限も専門知識もない工場長には、製造過程における専門分野での過失について予見義務はないとしたほうが適切ではなかつ

たかと思う。

〔注〕

- (1) 徳島地判昭和三八年一〇月二五日下裁判集五卷九・一〇号九七七頁以下。
- (2) 高松高判昭和四一年三月三十一日高裁判集一九卷二号一三六頁以下。
- (3) 最高判昭和四四年二月二七日判例時報五四七号九二頁以下。
- (4) 福島地判昭和四八年一月二八日刑裁月報一一号一四七三頁以下。
- (5) 森永ドライミルク中毒事件については、石堂・川井・藤木「森永ドライミルク中毒事件判決と今後の問題点（座談会）」ジュリスト五五二号（一九七四年）一四二九頁以下。井上正治「森永ドライミルク中毒事件判決・一・二」法律時報三六卷三号六五頁以下、四号六六頁以下。板倉宏「いわゆる森永ドライミルク差戻審判決をめぐって」法学セミナー二二〇号一号（一九七四年）三一六頁。大谷実「企業の刑事責任―森永ドライミルク差戻審判決をめぐって」法学セミナー二二〇号三四頁以下。福田平「過失犯における予見可能性と監督義務違反―森永ドライミルク中毒事件―」判例時報七四三号一五六―一六〇頁（判例評論一八六号三四―三八頁）。藤木英雄「食品中毒事故に関する過失と信頼の原則―森永粉乳中毒事件をめぐって」『過失犯の理論』（一九七五年）一八一頁以下。「森永ミルク事件と過失犯論」警察研究四五卷三号（一九七四年）三一二六頁。西原春夫「信頼の原則と予見可能性―食品事故と交通事故とを対比させつつ―」ジュリスト五五二号（一九七四年）三〇―三五頁。三井誠「過失犯における予見可能性と個人の監督責任の限界」ジュリスト五五二号（一九七四年）三六―四〇頁。
- (6) 西原・前掲法曹時報三〇卷三号八頁以下参照。
- (7) 土本・前掲警察学論集三五卷七号七四頁参照。
- (8) 石塚・前掲判例時報九四三号一三頁参照。

(二) カネミ油脂事件

(1) 事実の概要と裁判経過 本件は、昭和四三年六月頃から、福岡県などの北部九州において、カネミ倉庫株式会社が生産した米ぬか油（商品名カネミライスオイル）の中に、熱媒体カネミロール（PCB）が混入し、これを経口摂取した約八九〇名のものが、有機塩酸中毒、いわゆる油症に罹患したという事案である。当時、カネミにおける米ぬか油精製の責任者たる地位にあった工場長と、米ぬか油製造部門を担当していた代表取締役社長とが、業務上過失傷害罪に問われた。

第一審である福岡地裁小倉支部は、工場長に対し業務上過失致傷罪の成立を認めて禁錮一年六月の実刑に処したが、社長に対しては、カネミロールの危険性に対する認識がなく、それが米ぬか油に混入することについて予見することはできなかったとして、無罪の言渡しをした。社長については検察官控訴がなく確定したが、工場長側は控訴を申し立てた。そこで、第二審である福岡高裁は、第一審判決を支持し、工場長に対して、控訴棄却を言い渡した。

(2) 問題の所在 本件において検討されなければならない問題は、現場従業員の不注意な行動に対する工場長及び代表取締役社長の監督責任を追求する際に、信頼の原則がどのようににかかわってくるかという問題である。とくに、無罪となった社長に関しては、森永ドライミルク中毒事件における工場長と同様に、信頼の原則が適用されたと考えられることから検討を有するものである。^③

(三) 工場長の直接過失責任 (1) カネミロールの混入経路 ①カネミでは、それまで米ぬかから油を抽出する搾油作業のみを行っていたが、昭和三六年四月頃から、米ぬか油の原油を自ら精製し、これを「カネミライスオイル」と名付けて販売することになった。そして、精製作業の一工程である脱臭工程につき、三和油脂株式会社から脱臭装置

を購入した。

②三和式脱臭装置は、加熱炉で高温に熱せられたカネクロールを、脱臭缶内の米ぬか油中に通されたコイル状のパイプ（蛇管、肉厚約二ミリメートル）に貫流させ、米ぬか油を加熱して脱臭するという仕組みであった。ところが、熱媒体カネクロールは、摂氏三〇〇度以上に熱せられると分解を起こして塩素水素ガスを発生し、これが水分と結合して塩素となるという性質を有するものであったため、三和式の脱臭装置は、加熱炉におけるカネクロールの加熱につき、三〇〇度以上に過熱されることのないよう、サーモスタットを使用するなど特段の設計、工夫が成されていた。

③しかるに、昭和三十九年一月以降、工場長は、三和式脱臭装置の設計者であり、カネミの属託によってその技術指導に当たっていた者の指導や助言を受けることなく、独断で、カネクロールの加熱条件にかなりの変動を来するような改造変更を加熱炉に加えたため、加熱炉内において、カネクロールの局部過熱、ひいてはカネクロールの過熱分解を生じさせるに至った。

④そのため、過熱分解から生じた塩素水素は、脱臭装置内に存在した水分と結合して塩酸となり、これが、本件六号脱臭缶内の蛇管内巻最上段付近に滞留して蛇管管壁に作用し、結局腐蝕孔を多数生成させるに至らしめ、そのいくつかは、管壁を貫通していわゆる腐蝕貫通孔となるに至った。しかしながら幸いにも、この貫通孔は、その生成過程で、蛇管外側に存在する米ぬか油や内面を流れるカネクロール及びこれとともに循環する金属粒子等の不純物等によって、遂次充填され、貫通孔からカネクロールが米ぬか油内に漏出、混入するには至らなかった。

⑤ところが、昭和四二年一二月に脱臭缶の外筒修理工事が行われ、翌四三年一月三十一日に再びこれが備え付けられて運転が再開されたが、修理工事中に各種の衝撃が蛇管に加わり、貫通孔の充填物に欠落等が生じて開孔状態となっ

たため、運転が再開された同日以降から開孔部分が再び充填物で閉塞されるまでの間、開孔箇所から少なくとも一〇〇キログラムを超えるカネクロールが米ぬか油中に混入するに至ったものであると認定した。

(2) 予見可能性 弁護側は、工場長の本件事故発生に対する予見可能性について、①工場長は、三和従業員から、カネクロールの有害性については心配のない旨の説明を受けており、また、製造もとの鍾淵化学発行にかかるカネクロールカタログにも、その安全性が強調された記載があり、実質的には無害であるかのような説明がなされていたのであるから、工場長には、カネクロールが有害であるとの認識の可能性がなかったということ、②また、そのカタログには、カネクロールが分解して塩素ガスが発生しても、装置内を腐食することとはほとんどない旨の記載があり、当時、工場長には、蛇管腐食によってカネクロールが米ぬか油混入するとの予見可能性がなかったと主張した。

これに対して、第一審判決及び第二審判決は、弁護側の主張をいずれも斥けた。その理由は、①およそ食品製造業者であれば、その食品に混入する可能性がある物質について、それが単に毒性や有害性がないにとどまらず、それが食品に混入しても人の健康に絶対安全であるという積極的保障をしてその製造販売をすべきであるということ、②カネクロールは、本来熱媒体や絶縁体等の工業用品として用いられているもので、これが人体に経口摂取されれば、人の健康に不良な影響を及ぼすかもしれないという一抹の不安を持つのが一般普通人の感覚であるということ、③しかも、工場長は、カネクロールの物性や毒性の記載のあるカタログを読んでおり、これには、カネクロールが一般的に毒性がある芳香族の塩素化合物として若干の毒性がある旨記載されていること、④したがって、工場長は、カネクロールから発生するガスによって、従業員らの喉、鼻等が刺激されるなど、その身体の生理的機能に障害が生じることを知っていたといえること、⑤以上の点から、工場長は、カネクロールが人に経口摂取された場合、その健康に対して安全性を保障できない物質であることを十分認識し得たとしたのである。

(3) カネクロールの蛇管腐食による米ぬか油への混入の予見 この点については、第一審判決及び第二審判決は、工場長が読んだ前記カタログには、脱塩酸（カネクロールが分解して塩化水素ガスを発生すること）が生じても装置内を腐食することはほとんどないとの趣旨に読み取れる記載があるとはいえ、①工場長が、食品業者として要求される慎重な態度をもってそのカタログ全体を丹念に読めば、その記載が、たとえば無水状態である等一定の使用条件における下における記述であり、そのカタログが要求している装置に従うことを前提としているものであることを読み取ることができること、②工場長においては、自ら、三和式の脱臭装置の脱臭缶（加熱炉一基に対して脱臭缶二缶）を三缶に増缶し、これにともなって加熱炉を変更した時から、カネクロールの加熱条件に変更が生じ、脱臭装置内での多量の脱塩酸が起り、ひいては塩酸が生成されることを十分に認識し得たこと、また、④したがって、工場長としては、脱塩酸が活発となる温度までカネクロールを過熱すれば、その過熱によって生じた塩化水素ガスと水分とが結合して塩酸となり、これが、蛇管に作用して腐食貫通孔を生成し、同所からカネクロールが米ぬか油に漏出、混入するに至ることを予見し得たとした。

(4) 結果回避義務 このような工場長の予見義務に対応する結果回避義務として、第一審判決及び第二審判決は、①蛇管腐食の原因となるカネクロールの過熱をもたらすような脱臭装置の不適切な改造、変更を避ける義務を認め、もし、改造、変更が必要な場合には、必ず三和従業員に相談し、その危険性につき検討してもらうなど慎重な態度をもって臨み、適切な改造、変更を行う義務を認め、②次に、工場長は、所輪三十九年一月以降、カネクロールの加熱分解によって生じた塩素ガス、または塩素が、蛇管に作用して欠陥を生じさせているおそれがあることを予見し得たのであるから、昭和四三年一二月に本件六号脱臭缶の外筒修理工事を行った際には、修理に伴う各種衝撃等によって、一層蛇管にカネクロールが漏出し得る程の欠陥ないしは異常が生じているおそれのあることを予見し、六号脱臭缶修理後

の運転再開に当たっては、同缶内部の点検をするのもとより、蛇管自体の点検をも行って、そこからカネクロールの漏出することがないかどうかを確認する義務をも認めたうえで、③さらに、カネクロールが米ぬか油内へ漏出混入したかどうかは、その使用料を十分管理掌握し、その異常減量の有無を絶えず点検することによって容易に発見することができたのであるから、日常その現在量や減量を掌握するとともに、特に、本件六号脱臭缶修理のあとは、一層これに留意して、その異常減量の有無を確認する義務があるとした。

(5)過失行為 このような注意義務を工場長が怠ったのである。そのことから、①カネミの嘱託としての技術者としてその技術指導に当たっていた三和従業員に、加熱炉の変更につき十分な相談や検討を依頼することもなく、また、その変更について加熱条件その他必要な設計、計算もなさず、その確たる裏付けもないまま独自の判断で加熱炉を改造したため、同加熱炉内の加熱管局部過熱、ひいてはカネクロールの過熱分解を生じやすい炉に変更し、これを約三年九月の間運転操作した過失により、カネクロールの過熱分解により発生した塩化水素ガスと脱臭装置ないに存在した水分とを結合させて塩酸を生じさせ、本件六号脱臭缶内蛇管の内巻最上段付近の管壁に作用させて腐食孔を多数生成させ、そのいくつかをいわゆる腐食貫通孔にまで生成させるに至らしたという過失行為、②昭和四三年一月三十一日、本件六号脱臭缶の外筒修理を終えて運転を再開するに当たり、蛇管の点検をせず、そのために開孔した腐食貫通孔の存在を発見しないまま運転を再開した過失により、開孔部分が再び充填閉塞されるに至までの間、多量のカネクロールを米ぬか油に漏出、混入させたという過失行為、③さらに、平素からカネクロールの使用や管理につき、正確な帳簿の記載や現在量の計量等を行わなければならないのにこれを行わず、特に、前記運転再開にあっても全くカネクロールの計量を行わなかったため、結局、これが異常減量を発見しなかった過失により、米ぬか油中に多量のカネクロールが混入している事実気づかず、昭和四三年に月五日から同月一九日までの間、当該カネクロールの混入し

た米ぬか油を製品詰めにして出荷せしめた過失行為があったと判断したのである。

以上のことから考えると、工場長には直接過失責任が問われたものであると解するべきであろう。

(三) 代表取締役社長の監督責任と信頼の原則 第一審判決及び第二審判決は、監督者責任を考えるに当たり注目すべきことを判示している。すなわち、「企業組織体における直接の過失行為を監督すべき立場にあるものの過失責任を問いうるためには、当然のことながら一般の直接過失責任の場合と同様、その監督者に結果発生やその因果経過についての予見ないし予見可能性があり、従ってその予見義務を尽くしたか否か、それによってとられるべき結果回避のための具体的で有効適切な措置をとりうる立場にあったか、即ち単なる企業や組織全体の統括責任者としてその責任に随伴する以上の具体的個別的な注意義務が存したか否かが問われなければならない」としたのである。

なるほど、本件においては、代表取締役社長は製造部担当取締役であったし、一時は本社工場の地位にあったが、カネミ本社における製油業務の技術的側面、すなわち、製油工程、その装置の管理、製品検査等一切は、工場長に全面的に委ねられており、社長は、ほとんどこれに関与せず、また、その能力も持ち合わせていなかったといえよう。確かに、本件カネミロールの管理についても、社長には具体的職責がなかったともいえた。したがって、社長は、本件脱臭装置やカネミロールに関する知識、経験、更には脱臭業務への具体的関与等について、工場長とはかなり隔たりがあり、本件蛇管の腐食や、修理に伴う損傷等による欠落について、これを認識し得る可能性がなく、したがって、本件カネミロールの漏出、米ぬか油への混入についても、これを予見することができなかったといえる。もちろん、カネミロールが有害であるとの認識も有していたともいえない。

加えて、社長には、本件脱臭装置につき、それに用いられているカネミロールが過熱分解を起こすことのないように適切な装置の配置や運転操作の方法、あるいは、装置の増設、改造、修理及びその点検等による技術的、具体的業

務につきその職責がなく、また、これらの直接責任者である工場長に対して、それらを具体的、個別的な指示監督を行い、あるいは、その遂行を監視すべき立場にも実質的にはなかったし、その能力も有していなかったと思われる。

これらの点を考慮して、第一審判決及び第二審判決は、結局、社長としては、会社全体の、あるいは製油部の統括責任者として、その業務全般にわたり、一般的、抽象的にこれを掌握統括するという広範な職責から、先の諸点について一般的、抽象的な監督責任、すなわち、統括責任を有するものの、本社工場の一部門における多数の装置中の一つに過ぎない脱臭装置に生じた本件結果について、その回避措置をとり得べき立場にあったものとは到底認められないとして、代表取締役社長に無罪を言い渡したのであった。

このような帰結は、まさに代表取締役社長について信賴の原則を適用したものといえよう。しかしながら、監督者責任の場合においては、信賴の原則の適用は十分に慎重でなければならないことは森永ドライミルク中毒事件において述べたとおりである。したがって、本件においても、監督権限も専門知識もない代表取締役社長には、製造過程における専門分野での過失について予見義務はないと理解したほうが適切ではなかったと思う。

〔注〕

(1) 福岡地裁小倉支部判決昭和五三年三月二十四日判例時報八八五号一七頁以下。

(2) 福岡高判昭和五七年一月二五日判例時報一〇三六号三五頁以下。

(3) カネミ油症事件に関する文献として、松尾邦広・前掲書法律のひろば三一巻七号四一頁以下。